

伊奈町総務建設産業常任委員会

令和6年9月9日（月曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和6年9月9日(月)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会	午前	9時00分
○休憩	午前	9時01分
○再開	午前	9時54分
○休憩	午前	10時02分
○再開	午前	10時02分
○休憩	午前	10時04分
○再開	午前	10時05分
○休憩	午前	10時10分
○再開	午前	10時12分
○休憩	午前	10時13分
○再開	午前	10時14分
○休憩	午前	10時30分
○再開	午前	10時30分
○休憩	午前	10時32分
○再開	午前	10時35分
○休憩	午前	10時37分
○再開	午前	10時38分
○休憩	午前	10時44分
○再開	午前	10時45分
○休憩	午前	10時54分
○再開	午前	10時55分
○休憩	午前	10時59分
○再開	午前	10時59分
○休憩	午前	11時01分
○再開	午前	11時03分
○休憩	午前	11時04分
○再開	午前	11時15分
○休憩	午前	11時20分
○再開	午前	11時21分
○休憩	午前	11時27分
○再開	午前	11時28分

◎閉会 午前 11時32分

4. 出席委員名

委員長 武藤倫雄

副委員長 大野興一

委員 川内雅人、木俣美千代、高橋まゆみ、大沢淳、佐藤弘一、青木久男

5. 欠席委員氏名

委員 なし

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 森田範仁 局長補佐 沼田美由紀

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 秋葉宏和

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 秋山雄一、くらし産業統括監 久木正、健康福祉統括監 増田喜一、都市建設統括監 中本雅博、会計管理者 鳥海博、教育次長 小林薫子、企画課長 澤田勝、企画課主幹 猪俣範綱、総務課長 高山睦男、危機管理課長 矢部剛、税務課長 久木良子、収税課長 野口則晃、住民課長 細田富美子、子育て支援課長 大塚健司、健康増進課長 白坂清美、土木課長 細田力、学校教育課長 新田隆、生涯学習課長 濱野邦光

開会 午前 9時00分

○武藤倫雄委員長 おはようございます。

本日、総務建設産業常任委員会お集まりいただき、ありがとうございます。

本日9月9日ということで救急の日ということで、朝言っていました。改めて救急車の適正利用と自分でできることを考えられる一日にしていければなと思っております。

それでは、ただいまから総務建設産業常任委員会を開会します。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したい旨の申出は今のところありません。伊奈町議会委員会条例第17条の規定に基づき、申出があった場合は許可したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○武藤倫雄委員長 異議なしと認め、申出があった場合は許可することに決定します。

ここで、付託されました案件の審査に入る前に休憩をして、現地の視察を行います。

これより休憩いたします。

休憩 午前 9時01分

再開 午前 9時54分

○武藤倫雄委員長 それでは、休憩を解いて会議を開きます。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶をいただきたいと思っております。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は総務建設産業常任委員会開催をいただきまして、ありがとうございます。

視察をしていただきました。陥没現場ということで、今は自由に通れるようになりましたけれども、いつとき私、あそこの現場を見たとき、こんなに穴が空いちゃったんだというところがありまして、そのときにはどこから漏れているのかよく分からないというところがあって、あそこの橋を渡るところ、あの辺のところから漏れていたということのようでございます。そのところだけ下がコンクリートがなかったというのも何かおかしな話ですけども、擁壁があってコンクリートがないから下へ漏れちゃったという原因が少し分かったような気がいたしました。ありがとうございました。

そして、昨日1つ事故がありまして、夕方の4時半頃でしたでしょうか、クリーンセンタ

一のごみピットから煙が出ているというので、火災ということで消防車を呼びました。6台か7台来ていただいたということでぼうぼう燃えたわけではありませんので、1時間たらずで煙が消えたということで完全消火になったということでもあります。

やはりリチウム電池が入ったものをごみと一緒に混ぜて、こんなところにリチウム入っていたのという、一般の町民の方は分からなくて入れちゃうというのがあるんだと思いますけれども、どこにでもあることでもありますけれども、十分注意をしてということで区長会でもいろいろ話をしたりしているんですけども、やはり入れちゃうということがあります。分からないで入れちゃうというのも多いのかもしれませんが、生ごみで入れられちゃうと、そういう結果になるよということ。大きな火災にならないでよかったなど改めて思いましたけれども、とりあえず完全鎮火をいたしましたので、報告をさせていただきます。

今日は総務建設産業常任委員会では4議案、質疑いただく予定でございます。全議案ともご承認賜りますようお願いを申し上げまして挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○武藤倫雄委員長 当委員会に付託された案件は、議案4件であります。これらを議題とします。

本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第43号議案 令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第5号）の所管事項について質疑を行います。

6ページの地方債補正、9ページから10ページまでの歳入全般について、質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 9ページの歳入、町民税個人分の減額補正2億円ほどでございますけれども、この内訳をお願いします。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 今回の減額の内訳につきましては定額減税の実施に伴いまして予算の減額をするものです。定額減税の実施した人数ということでお答えをさせていただきますと、全体で3万5,947人の方の定額減税を行った結果ということになっております。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 今人数3万5,000人、聞き漏らしました、もう一回、3万5,000何人でしたか、お願いします。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 3万5,947人になります。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 約3万6,000人ですね。それで、この1人当たり減税額は、町税ですよ、住民税、お幾らになるんですか。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 1人当たり1万円ということになります、上限が1万円ということになります。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 国の制度で町が実施するという事なんですけれども、1人当たり1万円ですと、町民税、住民税はもう少し減額になるのではないですか。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 上限が1万円ということで、税額が1万円に満たない方もいらっしゃいますので、そういうところでの単純に人数掛ける1万円ではないということになります。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 はい、分かりました。1万円以上、例えば1万1,000円とかというときは、ごめんなさい、これ全部1万円でしたね、はい、承知しました。

それで、内訳って聞いたのは、町税、個人税、住民税に関係することは、給与所得者、主にそういう方がおられるし、個人事業主の方もおられるし、公的年金等の受給者もおられると思うんですね。それで、その内訳はどうなっておるのか、伺います。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 全体の人数での把握でございまして、徴収方法別の集計はしてございません。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 把握していないということですが、どうなのでしょう、じゃ割合的なものでも何か把握しておられるのかなということ、あんまり細かいこと言ってもあれですけども、本当は分かるというんですね。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時02分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

税務課長。

○久木良子税務課長 全体の割合で申し上げさせていただきます。

まず、特別徴収の納税義務者につきましては、全体が約66%、普通徴収の方につきましては約17%、それから年金の方が約15%程度ということになっております。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 ちょっと待ってください。特別徴収は、給与所得者と公的年金という両方含めての数値ではないんですね、今、別個にありましたけれども。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 特別徴収の方につきましてはお給料の方ということで、年金特別徴収の方は年金ということになっております。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

税務課長。

○久木良子税務課長 今申し上げましたのが、当初課税時点での内訳になります。割合的にはそこまで変わりはないと思いますので、先ほど言った割合になります。特別徴収義務者の方についてはお給料の方、年金特別徴収納税義務者につきましては年金の方という内訳になっております。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 具体的な人数の把握がしてないということで、それでは割合をとということで

伺いました。

私たちが個人事業主というような形で、これは町が直接徴収に当たっているの、給与生活者とか公的年金は、それぞれの会社あるいは総務省で天引きないし特別徴収するわけですね。今の答弁の中で個人事業主が触れていなかったんですけども、何%の割合とかおっしゃってください。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 個人事業主の方につきましては、普通徴収ということで、その中に含まれているということになります。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 普通徴収は何%なんですか。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 約17%程度ということになっております。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 さっき最初のほうの答弁で失業者14%というのがありました。これは何なんですか。

○武藤倫雄委員長 青木委員、もう一度質問お願いいたします。

○青木久男委員 先ほど最初の答弁の中で給与所得者66%等の中で3つ目だったでしょうか、失業者14%と私記録しているんですけども。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 申し訳ありません、私で少し滑舌が悪いところがありましたようですので、もう一度お答えさせていただきます。

特別徴収義務者につきまして約66%、普通徴収納税義務者につきまして約17%、年金特別徴収納税義務者につきまして約15%ということになっております。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 そういうくくりなんですね。私が考えていたのは、もっと違うくくりで明らかになればなと思ったんですけども。

はい、じゃ、もう一つ、これに関連しましてお伺いします、あと一つです。

6月の一斉に我々に送られてきた徴収請求書ですね。それですと、うちの場合というか、ほとんどとは言いませんけれども2人家族ですと2万円の減税と、一気に引けるうちは6月で引いちゃうという話でございます。それで、2万円なんですけれども、2万円の場合、明

細書は町税と県民税と幾ら幾らになるんですか、減税額です。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 2万円の内訳になりますが、税率で町民税が6%で、税額にすると1万2,000円、県民税が4%で8,000円になります。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 足して2万円ということで、3人、4人とまた同じような計算なんですけれども、私もそれでいいと思うんですけども、実際町から送られてきたものには、1万2,000円でいいはずのところは1万2,143円となっているんです。減税多い分には結構なんですけれども、県民税の負担が7,857円、8,000円じゃないんですね。1万2,000円と8,000円の違いを説明してください。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 申し訳ありません、手元にサンプルがないものですから、どこの数字というのがはっきり確認ができないものですから。少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 はい、結構です。もしサンプルが欲しいなら、私のを見せましょうか。そういうことじゃないんですか。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時12分

○武藤倫雄委員長 会議を開きます。

ほかに質疑ありますか。

大沢委員。

○大沢 淳委員 この定額減税分の歳入の補填について、説明をお願いします。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 定額減税分についてでございますが、こちら下の段の地方特例交付金、こちらで2億1,748万9,000円の中に含まれております。具体的には、町の個人住民税の減収

分ですね、そちらの2億862万6,000円に、国で一定の係数を掛けまして2億1,723万7,000円がこちらの減収分の特例交付金として歳入で入ってくるものでございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大沢委員。

○大沢 淳委員 今回減税補填債でなく交付金となった経過について、国が決めたことなんでしようけれども、お願いします。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 国から地方特例交付金で出すと伺っているものでございまして、それ以上、把握してない状況でございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありますか。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○武藤倫雄委員長 すみません、歳入についての質疑を続けます。

青木委員。

○青木久男委員 先ほどと同じ9ページ、普通交付税1億7,214万6,000円というのが普通交付税として歳入に上がっております。これは、最近、国の物価高騰対策等の諸施策に対して町が一般財源で対応していて、後日交付税措置されますよというのがたくさんあったわけなんですけれども、今回そのことに関連して、交付税の額というのは、今までのいわゆる物価高騰対策等の措置のどういう出費に対して国から措置されたものなのか、一般に交付税と言われても、もう少し具体的に理解したいと思いますので、よろしく願いいたします。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 今、青木委員からご質問のありました物価高騰等に関することですが、主に大きいものとしたしましては、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に要する費

用であったりとか、あと、物価高に伴う光熱費、そういったものであったり、委託料などの経費が増額されたことに関するところに措置をされておるところでございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 そうすると、町が立て替えた財源のうちの幾ら、何割、何%ほどがここで措置されることになるのか、伺います。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 そちらにつきましては、一般的にそういうところに措置をされているという形で、幾ら、どれぐらいという形では入ってきてないので、算出はできないような状況でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 それはそうかもしれませんが、それでは、町はどのように後で交付されたか、一般財源が幾ら出してあるというのはもちろん我々も知っているんですけども、それに対して幾ら交付税措置されたかというのが分からないままではいけないと思うんですけども、もう一度答弁をお願いします。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 今まで価格高騰対策で様々な事業をやってまいりました、数億円規模の事業をやってまいりました。こちらでは反映されるのは地方交付税ではなくて、今回の初日でも申し上げました価格高騰対策の地方創生臨時交付金としてこの地方交付税ではないところに毎回入ってきております。ですので、普通地方交付税と価格高騰対策重点支援交付金とよく聞くとと思うんですが、あちらの側に入っていますので、例えば価格高騰対策、昔ありましたコロナ対策で5億円の事業やりました。ほぼ大体その8割、9割が価格高騰対策重点支援交付金で入っていて、住民の方にサービスを確実に提供するのに、その国から示された上限額、例えば4億円だとしたら4億円ぴったりで事業やりますと、もし人数が少なかったりすると100万円、200万円返すようなことになっちゃいますので、わざと少し大きめに予算を盛りますので、委員おっしゃったように、一般財源が少し入っていますよねとおっしゃった、あれは一般財源分で確かに措置をしています。ですから、委員がおっしゃった国から来ている入りについては、地方交付税というジャンルじゃなくて、価格高騰対策重点支援交付金とかよくあったと思うんです、あれの別枠で入ってきておりますので、そこをすみ分けをしていただくような形になるのかなと思います。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 従来の説明ですと、一般財源で手当てをしておいて、後日交付税措置がされますという、そうじゃなくて交付税等で措置されるというのが正解なんですか。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 すみません、交付税で措置されるというのは、この価格高騰対策の中では余りないことだったので、もしかしたらそういうような説明をした場面もあったかもしれませんが、交付税ではなくて重点支援交付金という別枠の補助金的なもので交付されるということになっております。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 低所得者対策等云々というので、いわゆる国から提示されたA4の横のカラーのものがありますね。あれなんかに、しきりと書いてあるじゃないですか。財源は後ほど交付税措置されます、当たり前の話なんですけれども、全額町がかぶることはないので、国の政策ですからね。今の答弁と少し違うんですけれども、いかがですか。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 すみません、各委員のところに初日にお伝えさせていただいた資料が飛んでいるかと思えます。青木委員がおっしゃったのは、この下の表のことなのかと思うんですけれども、一番下に小さく書いてある部分かなと思うんですが。こちらの部分は、地方交付税ではなくて物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金という別枠の交付金でいただきますので、すみ分けしていただければありがたいなと思っております。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 これじゃなくて、その前の3月とか12月とかというのでは、しきりに私それを聞いて、住民の方にもこれは町が一般財源で立て替えておくんですよ、後ほど交付税で措置されるという説明ですというふうな説明をしているんですけれども、それは何か町の考えじゃないんですか。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 委員がおっしゃったように、後ほど交付されますという流れはおっしゃるとおりでございます。以前は上限額が示されているのが、事業費の進行の前に事業費が示されておりましたので、一旦町が財政調整基金から立替えをして、3月で最終決定額が出たので、それを後で充当しますよというご案内をしていたかと思えます。それが交付税ではなく、こちらのような地方創生臨時交付金という名称の違うお金で入ってきていますの

で、同じ国のお金ではあるんですけども、交付税じゃなくて別ジャンルで入ってきている
というようなご案内になろうかと思えます。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 質問、あと2つです。

その交付税が交付されていただきました。これは国からどういう名目のものなんですよと
か、あるいは今年度令和6年度のトータルのうち何回分なんですよとか、そういう説明って
ないんですか。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 各費目ごとにいろいろと細かく国が算定しているものでございます。例
えば消防費であったり、道路の橋梁のお金であったりとか、小・中学校に使う費用であった
り、子供・子育て費用であったり、いろいろと細かく品目がたくさん分かれておりまして、
それを一つずつ積み上げていくというような形になります。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 はい、分かりました。この交付税がコロナ禍等で一連の物価高騰対策云々
かには関係ないと把握させていただきました。

もう一つ、交付税措置ができないものの分は、国がいわゆる町債を認めて臨時財政対策債
というのを立てることができる、これ不足分というのは何の不足分なんですか、何の不足分
786万6,000円を臨時財政対策債で起債したのか、伺います。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 臨時財政対策債につきましては、これは一般財源に充てるものでござい
まして、今回その差額が出ているものにつきましては、昨年度、今年度の予算を立てるとき
に国の地方財政計画というものがございまして、昨年度の金額よりも54.3%少なくなります
よというような、そういう計画が示されていたんですけども、それに基づきまして4,100
万円という形で町は予算措置したんですが、実際に国が臨時財政対策債として786万6,000円
増額の決定をされたということで、その差額分を今回補正をさせていただくというもので
ございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 本来、国で地方交付税で一括で出すべきものが、国の財源も足りないから、
これは国のお家芸ですけども、地方に借金させる、それも後ほど交付税措置するよという

ことであるわけですね。ですから、私なんかは、今回の地方交付税に対して今回これしか出せませんけれども、あとは臨時財政対策債をやってくださいと、そういう9月議会特有のやり取りがあるのかなと思ったんですけれども、そういうのとは関係ないんでしょうか、関連性をお願いします。

○武藤倫雄委員長 企画課長。

○澤田 勝企画課長 特にそういう国とのやり取りというのはございません。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 了解しました、ありがとうございます。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

税務課長。

○久木良子税務課長 先ほどの青木委員のご質問につきまして、すみません、お時間をいただきましてありがとうございます。

減税額に端数があるというところでご説明をいたしますと、まず、本来税額を計算する際に端数が生じます。皆さんに税金としてお支払いをお願いするのは、この端数を切り捨てた金額でお願いをしておりますが、今回定額減税の計算をするに当たりまして、この端数を切り捨てる前の数字で減税額を算出するという計算式がありまして、それに当てはめると端数が生じる。その端数が生じた分につきまして、多い分につきましては、町民税に加算されるというような仕組みになっているということでございます。ですので、今おっしゃられていました1万2,143円が町民税分、県民税が7,857円ということ、合計すると2万円にはなるんですが、例えば大きくこれが1万4,000円と6,000円になるというようなことにはならず、端数の動きで1万2,000円と8,000円のぎりぎりのライン、この端数で金額が変動するというような仕組みになっているということでございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 定額減税2人ですと2万円ということですね。そこには端数はないわけですから、どうしてもその140幾らとか町の分、県の分でまた幾らというのが出るのか、今の説明ではさっぱり分かりません。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 税額の計算をする際に、もともと税額に端数がない方ですね、何十何円まで端数がない方については1万2,000円と8,000円と切りのいい数字で減税を行うんですけれども、実際、税額を計算する基の金額に端数がある場合ですね、そうするとどうしても端

数、細かい金額が発生してしまうということになります。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 一般論で話させていただきますね。例えば6月でもって支払うものが3万4,000円だとしますね、例えばの一般論ですよ、これは。そうすると、今回2万円が減税されるということで、実際支払うのは1万4,000円ということなんですけれども、ここで端数というのは何を以て端数なのか。例えば1万4,100円だったら端数で1万2,000円にしちゃうというのなら、まだそれは端数処理で分かるんですけれども、最初の端数というのは何なんですか、それは。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

税務課長。

○久木良子税務課長 年税額の計算をする際に、何十何円という単位まで数字を出した上で全体の計算をします。ただ、皆さんにお願いするのは、その端数を切り捨てた金額で税金をお願いすることになっております。人によってはどうしても税額に端数まで発生する場合があります。減税額を単に割るということではないということですね。全体のご自身の税額からということになります。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 どういうように計算しても、例えば2人で2万円の定額減税にあやかれる家庭では合計で2万円なんです。1万2,000円と8,000円も、それでも2万円なんです。私が言っているのは、町民税に1万2,147円減税される、県民税は逆に147円少なくなっているということなんです。なぜそんなことをするのかということを知っているんですけれども。合わせて2万円なんです。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時35分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

税務課長。

○久木良子税務課長 町民税分に1万2,000円以上何で乗っかっちゃうのかというところで、減税の金額を算定するに当たりまして先に県税分を計算することになります。今回は7,857円が県税額になります。2万円からその金額を引いた金額が1万2,143円になるということになります。端数がありますので、どうしても何十何円という端数は計算上出るということになります。全体の減税額から県税額を引いた分が町民税の減税額になるということになっていきます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 幾らか具体的になってきました。普通は10%の住民税で、町が6%、県が4%、その2万円を払う、2万円をもらう立場、どちらでも町・県は6対4ではないですかということから始まった疑問なので、6対4ではないわけですね。1万2,000円と8,000円ではなくて、町が147円ほど多い、県がその147円少ないということ。初めに県税を計算したということ。そうすると、2万円ありきで計算するのではなくて、県税の0.4%ですか、両方の住民税の0.4%の金額というのが7,000円幾らということはないんですよ。2万円のものがないかね。何か分かったような分からないような。

○武藤倫雄委員長 よろしいですか。

○青木久男委員 はい、それじゃ、委員会ではそこまで結構です。後で個人的に聞くかもしれません。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

暫時休憩します。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○武藤倫雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、歳出に対する質疑に入ります。

11ページの第1款議会費について質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

11ページから13ページまでの第2款総務費について質疑はありませんか。ただし、13ページの第3項戸籍住民基本台帳費は除きます。質疑はございますか。

川内委員。

○川内雅人委員 12ページの7番の電子計算費、町村情報システム共同化推進事業、これについて具体的にどういうことなのか、少し教えていただいてもよろしいでしょうか。

○武藤倫雄委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 今回の補正につきましては、令和7年度末まで全国的に実施が義務化されております基幹系業務システム標準化に関する内容でございます。今回、令和6年度の標準化移行対応業務といたしまして健康管理システム、こちらの移行対応を実施するものとなります。今回、補正予算での対応となった部分でございますが、国の示す健康管理システムの標準仕様書のバージョンの公開が令和6年3月であったこと、このシステム自体がTKCとの契約ですが、システム自体をつくっているのが両備システムズという会社ですが、その両者の調整の中で令和6年度中にどこまでの移行対応が可能かの精査を標準仕様書改定版後に進めていたことなどがありまして、当初予算及び6月補正に間に合わなかったため、今回9月補正予算で要求というか提案させていただいているものでございます。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 川内委員。

○川内雅人委員 ありがとうございます。すみません、分かりが悪くて申し訳ないんですが、おっしゃっていただいた健康管理システムというのは、マイナ保険証とか、そういったことに絡むものでしょうか。

○武藤倫雄委員長 DX推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史DX推進・新庁舎整備室長 健康管理システムでございますが、こちらにつきましては、健康増進課で取り扱っております町民の健診、保健指導、母子保健、予防接種等の情報の管理を行うシステムでございます。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 川内委員。

○川内雅人委員 ありがとうございます。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 内容が電子計算機関係というの、これいつものことですがけれども総務費に計上されているんですね。こういうものが、内容的、物によりけりですがけれども、例えば農業関係であるとか、あるいは今の話のように健康生活関係という、そちらの課に分けるというようなことはあり得ないのでしょうか。そのほうが、私、委員会で審議するのに専門でやる、従来は総務建設産業常任委員会というのは昔、名前なかったですがけれども、総務建設産業常任委員会では入札案件を全部総務建設産業常任委員会でやったんですね、学校であろうが、保育所であろうがね。それが、やはり入札案件も所管所管に回しましょうということで現在に至っている、それ、いいやり方だと思うんですが。そういうような予算の場所の位置ですね、審議するにも専門の委員会があるわけですから、そういうところに持っていかとかという考えは浮かばないというか、考えもしないんですか、伺います。

○武藤倫雄委員長 D X推進・新庁舎整備室長。

○瀬口悦史 D X推進・新庁舎整備室長 委員がおっしゃっているとおり、いろいろな標準化に係るシステム自体が国からは20業務、基幹系で示されておりまして、そういった部分で補助金もこちら一括で入ってくる、10分の10の補助対象になっているんですが、そういった部分がございます、システム全般に関わるものということで、こちらに係る作業の予算関係はD X推進・新庁舎整備室で計上させていただいているということでございます。

内容によって、今度、令和7年12月に移行する予定なんですけれども、それまでの間にまた来年の予算のこともございますので、そういった部分の中で、現段階ではなかなか私から申し上げにくい部分もありますが、検討させていただくということもあるのかどうか、そういう形で考えております。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 今委員から予算の盛り場所についていろいろご提案がありました。数年前に私どもDX推進・新庁舎整備室というのを作りまして、今室長が申し上げた、国で今例えば住民基本台帳ですとか個人住民税ですとか、そういうのを国と一緒に統一してやりましょうという動きがございます。その推進の意味も一部、役所全体のDX推進の意味も含めてDX推進室ができました。ですので、予算なんかもなるべく電算絡みのものはDX推進室に逆に寄せようとしておりますので、総務費に盛ることが多くなろうかなということになります。

ただ、たまたま委員のご案内にありました農地台帳のシステムなんかは、DX推進室を通さずに農林水産業の農業委員会で使っている、DX推進室を通さず推進しているものが幾つかございますので、そういうものは各費目に乗っているというようなすみ分けで今私どもはやっております。

分かりにくくて恐縮ですが、しばらくの間は総務費にこういう電算費が多くなるんであるうなという形で進むような形になっております。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 今、統括監からそういう例が多々あるんだと、DX絡みだけれどもほかの部署ですね。やはり常任委員会というところ、所管というのがあるわけですから、そちらでどのような内容になるのかというものをしっかりと議論して、どのようなやり方がいいのか等々の審議する場というのが私は必要だと思いますので、先ほどの最初の答弁の方がおっしゃったように、少し町としてもそうは言わずに柔軟に対応していただきたいなと思います。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

続いて、19ページの第5款農林水産費、農林水産業費について質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

19ページから20ページまでの第6款商工費について質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

20ページから21ページまでの第7款土木費について質疑はありませんか。

大野委員。

○大野興一副委員長 それでは、20ページの道路橋梁総務費の減額についてお願いいたします。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 道路橋梁職員人件費の減額につきましては、当初予算を積算したときの人数が11名でしたが、現在職員が9名でございます。2名減となったことによる減額でございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大野委員。

○大野興一副委員長 ありがとうございます。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、次に移ります。

24ページから33ページまでの給与費明細書、34ページの地方債調書について質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 25ページの会計年度任用職員以外の職員について増減が記されております。職員数が補正前と後で6名増えている。それから、パートタイマーでしょうか、これ、短時間勤務職員が6名減っている。この関連はたまたまなのか、説明をお願いします。

その前に、パートタイム、短時間、会計年度任用職員以外でこの欄に載っておるパートタイマーですね、短時間勤務労働者というのは、どういう方が含まれるのか、まずそれを聞いてから伺います。

○武藤倫雄委員長 青木委員、1つずつでよろしいですか。

総務課長。

○高山睦男総務課長 まず、6名の短時間の職員の関係なんです、こちらにつきましては再任用の職員でございます。再任用、定年した後、引き続き再任用された職員の数になります。

○武藤倫雄委員長 青木委員、よろしければ2つ目の質問、いま一度明確に発していただいてもいいでしょうか、議事録の関係で。青木委員、質問事項をお願いしたいんですが。

○青木久男委員 この25ページの外書きの括弧のところは、全部再任用職員という話ということなんですか、ほかにいないんですか。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 全員再任用職員でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 それを確かめてから伺います。

このプラス6というのは、再任用職員が減って、何が増えたんですか。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 6名減ったということなんですが、こちらにつきましては、定年延長により再任用職員が減ったものでございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 いつからの増減なんですか、これ、去年から。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 この予算につきましては、当初予算につきましては、令和5年11月現在の職員で予算を積算しております。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 分かりました。補正前12名いたのが6名減で6名になっているということは、その頃からの話と理解します。

再任用職員というのが定年延長というのは、可能なんですか、これは。再任用職員というのは、定年になってから3年間とかというような制度になっていると思うんですけども、さらにそこを延長するということなんですか。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 再任用の職員の方につきましては、65歳までは再任用職員になります。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 この説明が分からないんです、受けているんですけども。職員数が補正前と後で再任用職員ですね、これ短時間職員というのはパートタイム6名減った、これは分かります、12引く6ですね。それで、今度職員が6増えている。再任用職員が普通のと変ですけども、職員にカムバックしたということですか、これは。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時55分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○高山睦男総務課長 6名の増ということなのですが、こちらにつきましては、今年度から定年延長になりまして退職して再任用になった職員がいませんでしたので、その分職員として増加しているものでございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 総務課長、続けてどうぞ。

○高山睦男総務課長 補足なのですが、昨年度退職して定年延長になった者が4名おりまして、あとの2名は職員の増加でございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 定年延長になったというのと2名の職員増、新たに増ということで6名というのは分かりました。私、最初の質問で答弁の中で、マイナス6というのは再任用職員の再雇用だと聞いたんですけども、違うんですか、それは。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 補正前の12人の職員につきましては、この12人が再任用職員でございます。補正後の6人につきましては、現在の再任用の数で、その再任用の数が6名減になったということになります。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 今ご質問の補正前(12)、補正後(6)、これは補正前の12というのは1年前というんでしょうか、令和5年度の頃に再任用の方がたくさんいらっしゃいました。この令和5年から令和6年に行く間に65歳になった方、いわゆる再任用も卒業される方と云えばいいんでしょうか、そういう方が年令によって卒業されたので12から6になったというようなイメージでよろしいかと思えます。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 去年の段階で再任用されていた方が、定年延長になったからこういう表記になったというのではないんですね。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 最初そのような話があったので、確かめてみたわけです。

そもそもこういう表記のときにも何か分かりにくいんですね。これね、ただここに書いておけばいいやという、それで間違いはないのかもしれませんが。このマイナス6とプラス6というのは別々の人、同じ人、そこら辺自体も分からない。どうやら別々の人。一部ダブっているところもあるのかなという理解なんですけれども、委員会ですので、最後、そこら辺詳しくお願いします。

○武藤倫雄委員長 総務課長。

○高山睦男総務課長 委員おっしゃるとおり、65未満の再任用につきましては、おっしゃるとおり同じ職員もいらっしゃることもあります。

以上です。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前10時59分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 今回のこちらの補正予算書に明記してある比較の欄の(6)と隣のプラス6というのは、種別、要するに要因が違うので別のマイナス6、別のプラス6という認識でお願いしたいかと思えます。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 今の答弁が分かりやすいです。全く別です。一部含まれる、重なっているということはあり得ないという理解ですか。すみません、もう一回。

○武藤倫雄委員長 企画総務統括監。

○秋山雄一企画総務統括監 今回のこの補正は、プラス6とマイナス6は両方ともAさんが入っているとか、そういうことは全くありません。

以上でございます。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 ありがとうございます。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

木俣委員。

○木俣美千代委員 1点お願いいたします。

29ページの初任給についてお伺いいたします。昨年度と比べて変化がどのくらいあったかということと、隣の国の制度という説明をお願いいたします。

○武藤倫雄委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時03分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○高山睦男総務課長 大卒の初任給を見ますと、昨年度よりも1万700円上昇しております。

国との給与の違いにつきましては、初任給の最初の決定の号給が国よりも伊奈町が4号給高い関係で初任給が高くなっております。

以上です。

○武藤倫雄委員長 木俣委員。

○木俣美千代委員 はい、分かりました。ありがとうございました。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第43号議案のうち所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第43号議案 令和6年度伊奈町一般会計補正予算（第5号）のうち所管事項について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○武藤倫雄委員長 起立全員です。

よって、第43号議案のうち所管事項について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時15分

○武藤倫雄委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第47号議案 令和6年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第47号議案 令和6年度伊奈町水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立全員です。

よって、第47号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第48号議案 令和6年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第1号）の質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第48号議案 令和6年度伊奈町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○武藤倫雄委員長 起立全員です。

よって、第48号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第49号議案 伊奈町税条例の一部を改正する条例の質疑を行います。

質疑はありませんか。

大野委員。

○大野興一副委員長 税条例についてお聞きをいたします。

国の税条例が変わって町の税条例を改正すると、こういう内容だと思いますが、その中で第34条の7ですかね、「並びに」を「及び」に改めるということによって大きく変わった部分があるのかなと思うんですが、この内容について、この条例の改正の内容についての説明

と、それから、「並びに」が「及び」に変わったことによって大きく変わった部分についてお聞きいたします。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 今回の改正で変わったところというところなのですが、公益信託の信託事務ができるものの範囲が、これまでの信託銀行や信託会社だけでなく、認定を受けた個人やNPO法人も対象となりました。こういった改正がありましたので、新しい制度になった公益信託に寄附した場合にも寄附金控除の対象となるように税条例を改正するものでございます。

○武藤倫雄委員長 税務課長、あと「及び」と「並びに」の文言の違い、使用の違いについての質問もございました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時21分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

総務課長。

○高山睦男総務課長 例規の改正の関係なのですが、改正前につきましては、所得税法第78条第2項第2号を「及び」でつないで第3項に掲げる寄附金というのがまず一つのくくりになっていまして、それにまた「並びに」で租税特別措置法第41条云々をつないでいるんですが、改正後につきましては、所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金という一つのくくりで、その後「及び」で租税特別措置法第41条をつないで、結びが3つあるのと2つある関係で「及び」と「並びに」というのを使い分けているんですが、こちらにつきましては、例規の改正方法で決まりがありまして、その例規の改正に従って改正しているものでございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 大野委員。

○大野興一副委員長 分かりました。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

高橋委員。

○高橋まゆみ委員 今回の条例改正は、多くの町民の方に関わる改正でしょうか。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 寄附金をされた場合の寄附金税額控除というものですので影響はあるというものになりますが、実際、実績につきましては、公益信託に対する寄附金の実績は今のところないという状況でございます。

以上です。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 すみません、勉強不足で信託とかよく分からないんですけども、ふるさと納税とか、そっちには余り関係のないことでしょうか。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 ふるさと納税に関しましては、市町村に対する寄附になりますので、これとは今回の改正とはまた別のものという理解でお願いしたいと思います。

○武藤倫雄委員長 高橋委員。

○高橋まゆみ委員 ありがとうございます。

○武藤倫雄委員長 ほかに質疑はありませんか。

青木委員。

○青木久男委員 今の質疑、答弁聞いていました。最初のほうの質疑に対する答弁で、何がどう変わったのかというような具体的なものではありませんでしたけれども、それに関連した答弁がございました。それをもう一度言わせていただきます。

今まで投資信託が銀行等、特定の金融機関に限られていたものが、個人やNPO等も受けられるようになるようになりましたという答弁、これはどこにそんなことが書いてあるんですか。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 今回の税条例の改正の条文の中にはそういった文言は入っておりませんが、所得税法が変わりましたので、内容としては所得税法と同様の措置を講じるというものになります。実際条文にはそういった詳しい内容は所得税法でも明文化されていませんが、公益信託に関する法律の改正によりまして受託先の範囲の拡大ですとか、あとは信託事務の範囲の拡大がされたということで、そちらが改正されたと聞いております。

○武藤倫雄委員長 青木委員。

○青木久男委員 法律が改正されて、町の条例では関連するものを改正すればいいので、関連しないものはいじる必要もないし、それを議論することもないということ。今聞いていますと、少し違和感があったものですから聞いたわけです。

今回の条例を端的に言うと、いろいろ語弊がございますけれども、寄附金についての制度が変わったと、一つの理解でよろしいのでしょうか。

○武藤倫雄委員長 税務課長。

○久木良子税務課長 おっしゃるとおりでございます。

○青木久男委員 はい、了解。

○武藤倫雄委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 質疑がありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決を行います。

第49号議案 伊奈町税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○武藤倫雄委員長 起立全員です。

よって、第49号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務建設産業常任委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

ここで執行部の退席をお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○武藤倫雄委員長 休憩を解いて会議を開きます。

次に、協議事項の3、その他に移ります。

所管事務調査、視察研修の日程等について、事務局からお願いいたします。

○森田範仁事務局長 それでは、事務局からご説明させていただきます。

令和6年度の所管事務調査ということで、実施日時ですが、令和6年11月6日水曜日から7日木曜日の2日間となります。視察場所につきましては、茨城県稲敷市及び千葉県多古町ということになります。

行程表をお送りします。

伊奈町役場を10時15分に出発いたしまして、圏央道白岡菖蒲インターから稲敷市に向います。お昼を12時から稲敷市内で昼食を取りまして、1時30分から稲敷市役所を視察、図書館でご説明をいただけるということとなっておりますので、図書館に伺って、説明の後、図書館から近くに現場があるということで伺っておりますので、現場の視察をお願いしたいと思っております。視察終了後、千葉県香取市内にごぞいますホテルで宿泊ということになりますが、18時から夕食ということで予定しております。

翌日、11月7日でごぞいます、木曜日9時にホテルを出発いたしまして、千葉県多古町に向かいます。多古町役場に10時に到着し、おおむね1時間半程度の視察、その後、昼食、トイレ休憩を取ってまた圏央道で帰ってくると、到着がおおむね夕方16時ぐらいを予定しております。

また、バス会社からもお話をいただいているところでごぞいますが、急遽行程に変更が生じるですとか、こちらに少し寄ってほしいといったご要望はなかなか難しいということでご理解を賜りたいと思います。よろしく願いできればと思います。

それと、もう一つ質問事項、こちらを整理いたしましたので、視察先の稲敷市と多古町に投げかけようと思っております。

事務局からは以上です。

なお、この後、この視察に伴いまして保険の手続きをお願いさせていただきたいと思っておりますので、しばらくこちらのお部屋にお残りいただいて、担当からご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でごぞいます。

○武藤倫雄委員長 今回の報告について、質問、確認等ございますか。大丈夫ですか。

[発言する人なし]

○武藤倫雄委員長 それでは、閉会の前に、副委員長より挨拶をお願いいたします。

○大野興一副委員長 大変慎重な審議をありがとうございました。

以上で終了にしたいと思います。

○武藤倫雄委員長 これをもって閉会とします。皆様、お疲れさまでした。

閉会 午前11時32分